

# 中間書庫の類型(改定版)

資料3

類型	移送対象	移送時期	任意性	中間書庫における評価選別	情報公開
北米型	一部	記録処分スケジュールに定める時期	任意	原則行わない(既に評価選別済み)	各省
豪州型	一部(特に永久保存と選別されたもの)	各省が希望する時期(遅くとも作成後25年)	任意	行わない(既に評価選別済み)	各省
ドイツ型	全ての公文書	作成から一定年経過後	義務(国防省、外務省を除く)	公文書館本館のアーカイビストが評価選別	(現行では制度なし)
フランス型	(各省に中間書庫を設置)	作成から一定年経過後	義務	アーカイビストが各省庁に常駐し評価選別	各省

類型	特徴	日本で導入する場合の課題
北米型	<ul style="list-style-type: none"> <li>記録作成後早期に評価選別、記録処分スケジュールで移送文書とその時期を決定(法令に基づき、公文書館が承認)</li> <li>移送は任意</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記録処分スケジュールを導入し、公文書館の現用記録管理への指導承認権限を確立する必要</li> </ul>
豪州型	<ul style="list-style-type: none"> <li>記録作成後早期に評価選別(法令に基づき、公文書館が承認)</li> <li>移管と決定した文書のみを作成後25年までに中間書庫に移送(任意)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在は保存期間満了時に行っている移管文書の決定を、各省と公文書館の協議により文書作成後早期に行うしきみが必要</li> </ul>
ドイツ型	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての公文書を作成から一定年経過後に移送することを義務付け</li> <li>公文書館アーキビストが中間書庫で評価選別を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全公文書の移送と公文書館による評価選別を可能にする制度が必要</li> <li>大規模で立地の良い保存施設、評価選別のための専門人材が必要</li> </ul>
フランス型	<ul style="list-style-type: none"> <li>各省に中間書庫を設置、一定年経過後の移送を義務付け</li> <li>公文書館アーキビストが各省に常駐</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各省に対し中間書庫の設置とアーキビストの配置を義務付ける制度が必要</li> <li>各省を指導できる国立公文書館専門人材の養成と確保が必要</li> </ul>

\* 移送 = 中間書庫への文書の移動 移管 = 国立公文書館への最終的な移管